

函館市公害防止条例および同条例施行規則の一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨

大気汚染防止法では、事業所のボイラー等から発生するばい煙を規制しており、大気汚染防止法施行令（以下「政令」）に、規制対象となるボイラーの規模要件を「伝熱面積」または「燃焼能力」で規定しています。

再生可能エネルギーの導入促進にあたり、産業界からの「バイオマス燃料のボイラーは、同出力の石油ボイラーに比べ、バイオマスが低発熱量燃料であることから、伝熱面積が大きくなり規制対象となりやすい。」との意見や専門家による検討を踏まえ、伝熱面積に係る規定を削除する政令改正が行われています。

本市では、函館市公害防止条例施行規則において、法が規制する規模未満のボイラーについて「伝熱面積」と「燃焼能力」で規制しているため、このたびの政令改正に伴い、ボイラーの規模要件を改正しようとするものです。

また、この規則改正に伴い、罰則の適用に関する経過措置を当該規則に設けるにあたり、函館市公害防止条例には経過措置を規則で定めることができることとする規定が無いことから、法の規定にならった条文を条例に新設するものです。

2 改正の内容

① 函館市公害防止条例施行規則

ボイラーの規模要件

現 行
伝熱面積が5平方メートル以上10平方メートル未満であり、かつ、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満であるものに限る。

参考) 大気汚染防止法施行令(改正前)
伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。

改正案
燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満であるものに限る。

参考) 大気汚染防止法施行令(改正後)
燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。 (R3.9.29公布, R4.10.1施行)

② 函館市公害防止条例

（新設規定案）この条例の規定に基づき規則を制定し、または改廃する場合においては、その規則で、その制定または改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

3 施行日

令和4年10月1日を予定しています。